

平成24年度

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

公募要領

公募受付期間：平成24年1月6日（金）～平成24年2月17日（金）

※本公募は、平成24年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。
今後、予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

【ご注意】

本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。
（郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。）

なお、e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。（公募受付期間前でも登録手続きは可能です。）

平成24年1月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

目 次

	ページ
1 事業の内容	1
(1) 目的 (2) 事業の対象範囲 (3) 募集する研究区分	
(4) 研究費の上限及び研究期間 (5) 新規採択課題数 (想定)	
(6) 各種施策を促進するための措置 (7) 応募の対象外となる研究課題	
(8) その他注意事項 (9) 研究実施までのスケジュール (想定)	
2 事業スキーム	5
3 応募要件等	6
(1) 共同研究グループの構築	
(2) 共同研究グループの構成員に関する要件等	
(3) 共同研究グループを構成する際の地方公共団体が代表機関となる場合の特例	
(4) 研究機関の役割分担について	
4 研究連携協定	9
(1) 研究連携協定について (2) 研究連携協定の種類及び内容	
(3) 研究連携協定の策定と事業への応募について (4) 協定の有効期間	
(5) 協定への署名 (6) 協定の内容の変更等に関する報告	
5 民間企業との連携の強化	12
6 応募の手続き等	13
(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) での応募	
(2) 応募書類 (研究課題提案書) 等 (3) 応募に当たっての留意事項	
(4) 応募受付期間	
7 研究委託費の内容	15
(1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 一般管理費	
8 研究課題の選定	16
(1) 審査の方法及び手順 (2) 審査基準	
(3) 審査結果の通知等	
9 研究課題の管理等	25
(1) 委託契約の締結について (2) 研究成果の取扱い	
(3) 研究成果等の公表 (4) 繰越明許について (5) 収益納付について	
(6) 物品等の所有権の帰属について	

10	研究課題の進行管理、中間・事後評価等	30
	(1) 研究課題の進行管理等について (2) 研究課題の評価	
	(3) 国民との科学・技術対話 (アウトリーチ活動)	
	(4) 研究終了課題のフォローアップ調査	
11	S B I R関係	32
12	動物実験等に関する対応	32
13	研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化	32
14	その他応募に当たっての注意事項	32
	(1) 重複応募・重複研究参画	
	(2) 競争的資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除	
	(3) 研究費の不正使用防止のための対応	
	(4) 虚偽の申請、虚偽報告等に対する対応	
	(5) 研究上の不正行為防止のための対応	
	(6) 個人情報への取扱い	
15	本事業に係る相談窓口	37

(別紙資料・応募書類等)

- 別紙1 「農業新技術200X」の選定技術(2009~2011)について
- 別紙2 行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題(行政課題)について
- 別紙3 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について
- 別紙4 府省共通経費取扱区分表等について
- 別紙5 農林水産研究委託事業の契約手続きについて

応募書類等

○平成24年度 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 応募書類(研究課題提案書)

- ・表紙
- ・様式1-1(研究課題概要図)
- ・様式1-2(研究課題のポイント)
- ・様式1-3(研究グループの構成)
- ・様式2-1(研究課題内容)【必須】
- ・様式2-2(参画機関の知的財産への取組状況)
- ・様式2-3(経理事務体制について)
- ・様式2-4(研究管理運営機関を活用する理由書)
- ・様式3-1(研究連携協定書(案))
- ・様式3-2(研究連携協定の説明書)
- ・様式3-3(共同研究契約書(案)の概要)

(参考1) 応募書類作成上の留意事項

(参考2) 研究連携協定のイメージ

○e-Rad入力シート等(e-Rad入力の際に活用するシートです。)

- ・e-Rad 入力シート
- ・(別添1) 主分野・副分野一覧表
- ・(別添2) キーワード表
- ・(別添3) 研究対象・内容/手法

○必要書類チェックシート(応募する前に必要書類のチェックをお願いします。)

1 事業の内容

(1) 目的

本事業は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に位置づけられている、

- 「自給率の向上」（食料自給率目標：平成32年度までに50%、飼料自給率目標：平成32年度までに38%、木材自給率目標：平成32年度までに50%、水産物自給率目標：平成29年度までに65%）
- 「農業・農村の6次産業化」（6兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出）
- 「地球温暖化対策の強化」（温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減）

等の達成に資するため、産学官が研究能力を結集し、幅広い分野の技術シーズを活用することにより、農林水産・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場（以下「生産現場等」という。）の技術的課題の早急な解決を図ることを目的としています。

本事業を通じて、生産現場等の課題に的確に対応し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、生産現場等に普及しうる成果を平成29年度までに500事例創出し、農林水産業・食品産業及び地域の活性化に貢献します。

(2) 事業の対象範囲

本事業は、研究実施期間終了後に生産現場等で確実に活用できる生産・流通・加工等の実用的な技術（以下「生産技術等」という。）の開発を対象としています。そのため、前提条件として、十分な基礎・応用研究での知見、それに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。

生産現場等で確実に活用できる生産技術等の開発とは、本事業における研究実施期間の終了時に、生産現場等に導入・普及することが可能な技術（技術の体系化を含む。）、手法（新たな評価・分析手法等）等を指し、これらを本事業における研究開発の対象とします。

このため、新たな技術・手法の開発に加え、既存の技術・手法の問題点の解決や地域の生産現場等に定着させるための追加的な研究開発（改良・改善）及び研究開発と同時並行的に行う、個別の地域条件に適応させるための地域の生産現場等での実証試験についても事業内容の対象とします。

以上のことから、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれる研究課題を提案することが応募者に求められます。

(3) 募集する研究区分

次に示す2つの研究区分に該当する研究課題を募集します。

① 研究成果実用型研究

本研究区分においては、

(i) 農林水産省が推進する技術（農業新技術2009、2010及び2011に掲載されている技術）を生産現場へ定着させるための追加的な研究やこれらの技術を組み込んだ生産体系を構築するための研究課題（「農業新技術200X」については、「別紙1」を参照して下さい。）

(ii) 農林水産省等が実施した基礎・応用分野研究（イノベーション創出基礎的研究推進事業及び農林水産省委託プロジェクト研究）の成果を基に、実用化に結びつける研究課題

を対象とします。

② 現場ニーズ対応型研究

本研究区分においては、農林水産・食品産業の現場の多様なニーズに対応した実用技術の開発を推進するために、現場の課題解決を早急に図る必要性が高い研究課題を対象とします。

また、本研究区分においては、「研究連携協定」を締結する取組を推進する観点から、「研究連携協定」に基づく研究課題については、研究費等で配慮することとします（研究連携協定については、「4 研究連携協定」を参照）。

さらに、年度途中で災害等の不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題（以下「緊急対応研究課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応します。（「緊急対応研究課題については、事象が生じた場合にその都度研究対象を設定し、公募を行います。」）

(※) 提案された研究課題の目的・内容が、他の研究区分により適するものだと認められる場合、農林水産技術会議事務局が事業者の設置する研究総括者の了解を得た上で、研究区分の変更を行う場合があります。

(※) 課題構築のご参考に、「行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）」を別紙2に記載しております。

(4) 研究費の上限及び研究期間

1 研究課題当たりの研究費の上限及び研究期間は以下のとおりとします。

研究区分	研究費の上限	研究期間
研究成果実用型研究	5,000万円/年	3年以内
現場ニーズ対応型研究	3,000万円/年	3年以内
「研究連携協定」に基づく研究課題	5,000万円/年	3年以内
緊急対応研究課題	原則1,000万円	発生年度内

※研究費は可能な限り精査した額を計上して下さい。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。

※採択課題決定の際は、審査結果を踏まえ、必要な見直し（研究費の減額、研究期間の短縮）を行うことがあります。

(5) 新規採択課題数（想定）

平成24年度の採択課題数は以下を想定しております。

研究区分	新規採択課題数（想定）
研究成果実用型研究	5
現場ニーズ対応型研究	25

(6) 各種施策を促進するための措置

審査に当たって、以下の施策、計画等に沿って提案された研究課題については、現場ニーズ対応型研究においてポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「8 研究課題の選定」を参照して下さい。

- (i) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (ii) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (iii) 地域再生法において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に基づき策定された研究課題
- (iv) 「地域イノベーション戦略」に基づき策定された研究課題

(7) 応募の対象外となる研究課題

本事業は、自然科学系研究における実用技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・ 基礎・基盤的な研究課題
- ・ 社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・ 農林水産・食品産業の発展に直接寄与しない研究課題

具体的には、「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議決定、平成22年3月改定）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/kihonkeikaku/aranata_kihonkeikaku.htm）の重点目標の達成に向けた研究開発と方向性が異なる研究課題

・東日本大震災からの復興に直接的に資する研究課題

これらの研究課題については、(独) 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）が実施する「イノベーション創出基礎的研究推進事業」において対応します。（但し、緊急対応研究課題において研究対象を設定する場合は除く。）

(生研センターHPアドレス：<http://brain.naro.affrc.go.jp/>)

(8) その他注意事項

応募に当たっては、研究課題の審査において、他府省を含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料となることから、農林水産省の委託プロジェクト研究及び他府省を含む競争的資金等の実施研究課題について、ホームページ等により確認して下さい。

- ・農林水産省委託プロジェクト研究

http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2012/project2012_new_expansion.htm

- ・競争的資金制度

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>

- ・その他の研究資金は各府省のホームページを参照して下さい。

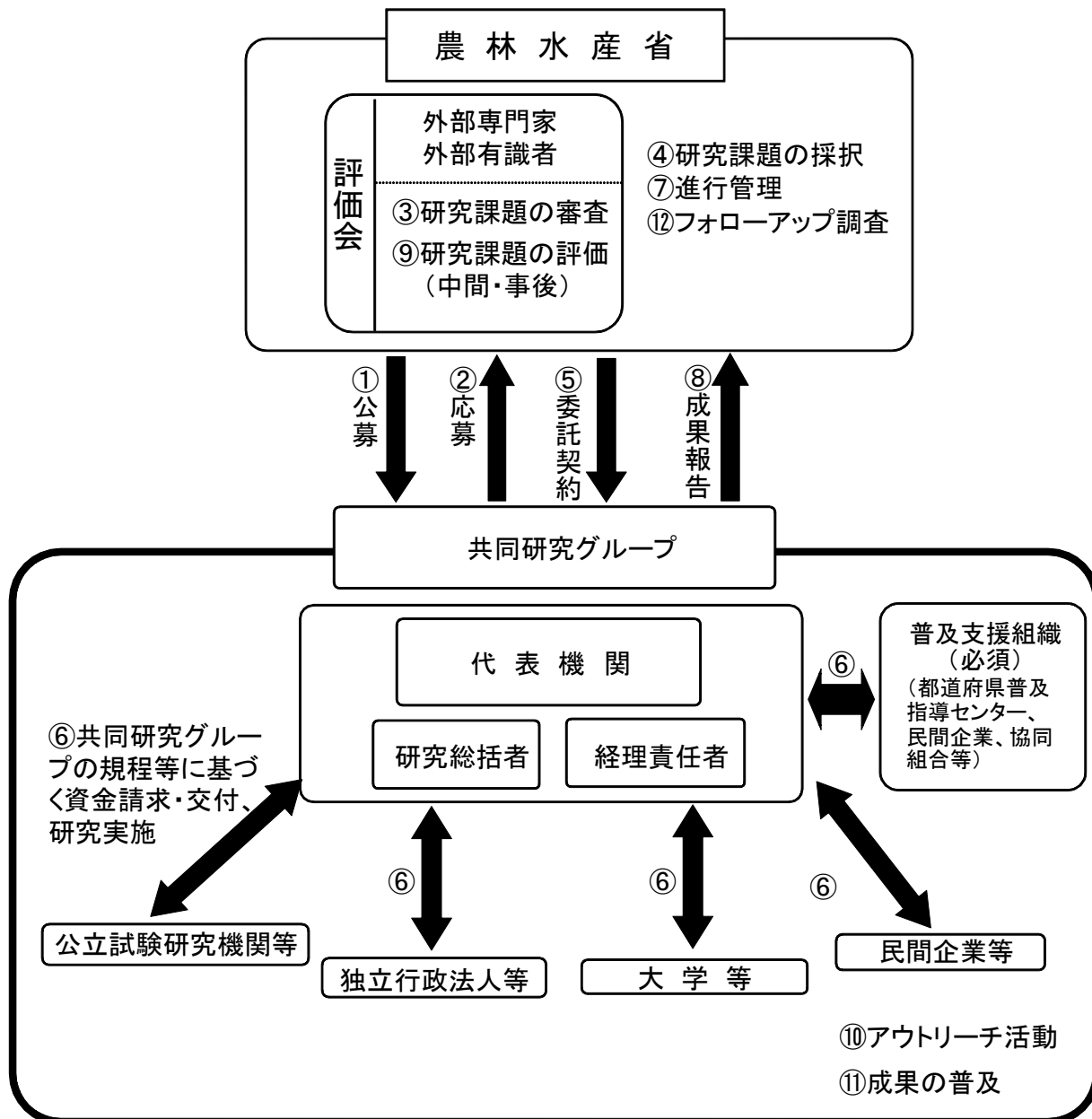
(9) 研究実施までのスケジュール（想定）

平成24年1月6日	公募要領の提示
1月6日～2月17日	応募受付期間
1月12日～2月3日	事業説明会の開催（全国10ブロック）
2月下旬～3月中旬	1次（書面）審査及び「研究連携協定書」の審査
3月中旬	2次（ヒアリング）審査対象研究課題公表
4月中	2次（ヒアリング）審査
5月中旬	採択研究課題の公表
6月上旬	委託の実施（研究開始）

※ 緊急研究対応課題の場合は、その都度お知らせします。

2 事業スキーム

農林水産技術会議事務局が公募し、共同研究グループが応募した研究課題について、外部専門家等からなる評価会において採択研究課題を決定し、契約手続きを経て、研究開発を実施して頂きます。



- (i) 応募の要件については、6 ページ参照
- (ii) 応募の手続きについては、13 ページ参照
- (iii) 研究課題の審査については、16 ページ参照
- (iv) 委託契約については、25 ページ参照
- (v) 研究課題の進行管理・評価・フォローアップ調査等については、30 ページ参照

3 応募要件等

(1) 共同研究グループの構築

- ① 産学官の連携を活かした研究開発を行うため、下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち、**2以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループでの応募が必須**となります。
- ② さらに、研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、共同研究グループの中に、**「普及支援組織」（都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関）の参画が必須**となります（緊急対応研究課題は必須としない）。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「事業全般に関する問い合わせ先」までお問い合わせ下さい。

なお、共同研究グループに参画した者以外の研究機関は、原則として、研究開発に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 共同研究グループの構成員に関する要件等

共同研究グループについては、「代表機関」、「研究総括者」、「代表機関以外の共同研究機関」及び「普及支援組織」については、それぞれ以下の要件を満たしていることを審査時に確認します。

[代表機関の要件]

共同研究グループには、グループ構成員の中から代表機関を選定していただきます。代表機関には、委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。（代表機関の業務については、別紙5「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」（平成24年1月農林水産省農林水産技術会議事務局）をご覧ください。）

代表機関は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）
- B 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること
具体的には、以下の能力・体制を有していること
 - ・共同研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
 - ・知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - ・事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経費執行責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

- ・研究成果の普及、共同研究機関との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- C 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制を有していること（したがって、研究を実施しない「普及支援組織」は代表機関となることはできません。）
- D 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における有資格者であること。（応募書類（研究課題提案書）提出時に参加資格のない代表機関は、2次ヒアリング審査開始前（平成24年3月末）までに資格を取得して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照して下さい。なお、地方公共団体が代表機関となる場合においては、資格を取得する必要はありません。）

[研究総括者の要件]

代表機関に所属する研究者の中から当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する研究に係る代表者（以下「研究総括者」という。）を選定していただきます。

研究総括者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 原則として代表機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、人事異動、定年退職等により代表機関を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けて下さい（審査期間中や研究課題の実施期間中の研究総括者の交替は原則として認めません。）。

[代表機関以外の共同研究機関の要件]

共同研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること

[普及支援組織の要件]

共同研究グループに普及支援組織の参画を必須要件としております。普及支援組織については、共同研究機関のA及びBの要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有していること
- D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること
- E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること

なお、生産現場等における実証試験を普及支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を共同研究グループにフィードバックできる能力・体制を有していること

(3) 共同研究グループを構成する際の地方公共団体が代表機関となる場合の特例

地方公共団体においては、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究総括者となる場合であって、かつ、地方公共団体が代表機関となることが困難と認められる場合に限り、研究総括者が所属する機関とは別の機関（以下「研究管理運営機関」という。）が代表機関となることができることとします。

この場合、構成員の要件は、一部、以下のとおり変更いたします。

[研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、(2)の[代表機関の要件]を適用します。

研究の管理運営だけを行う機関が代表機関となる場合は、(2)の[代表機関の要件]のうち、「C 研究(企画調整を含む。)を円滑に実施する能力・体制を有していること」の要件を適用しないこととするとともに、以下の要件を追加します。

E 研究総括者の所属する地方公共団体に所在する、又は、研究総括者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること

[研究総括者の要件]

研究管理運営機関を設ける場合の研究総括者の要件は、(2)の[研究総括者の要件]のうちAの「代表機関に常勤的に所属しており」を「共同研究機関に常勤的に所属しており」と読み替えます。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、地方公共団体が代表機関になることが困難である理由を応募書類(様式2-4)に記載していただくとともに、地方公共団体の財政担当部長の承認を必要とします。

(4) 研究機関の役割分担について

共同研究機関については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成と各機関の役割分担を明確にするとともに、課題の参画機関数は過度に多くならないように配慮して下さい。

また、1小課題(最小単位の課題)は、原則として1機関で分担する体制として下さい。

4 研究連携協定

(1) 研究連携協定について

研究連携協定は、厳しい財政状況の中、独立行政法人試験研究機関、公設試験場（都道府県の農林水産・食品産業に関連する試験場及び地方独立行政法人であって農林水産・食品産業に関連する試験研究に関する業務を行うものをいう。以下同じ。）等が組織的な連携体制を構築し、公設試験場間の研究開発の重複排除や相互補完を促進し、研究資源の利用向上や地域や県域を越えて波及する研究成果の開発を速やかに行うために策定するものです。

本事業の「現場ニーズ対応型研究」においては、研究機関の組織的な連携体制の構築を推進するため、研究連携協定を締結していただくとともに、同協定に関連する研究課題については、研究費の上限を5,000万円とします。

また、研究連携協定に参画する機関については、間接経費の上限を35%とします。

(2) 研究連携協定の種類及び内容

「研究連携協定」に以下の2つの取組類型を設定します。それぞれの取組について、「研究連携協定書」を策定していただきます。

① 「研究機関連携協定」

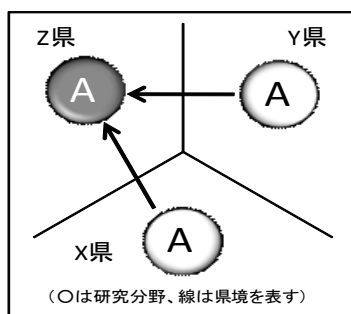
公設試験場間で集約化や重点化を図ることで、研究開発の重複排除や相互補完を促進し、成果を共有するために締結します。

本協定書には、①公設試験場の名称、②対象研究分野、③集約化又は重点化の具体的な内容、④研究成果の取扱いが含まれている必要があります。

なお、「集約化」とは、特定の研究分野について、複数の都道府県における研究資源を1つの都道府県に集約し、当該都道府県が研究を担うことです。

また、「重点化」とは、協定に参画する都道府県が、それぞれにおいて複数の研究分野に係る研究資源を1つの研究分野に集中し、研究を担うことです（協定に参画する都道府県毎に、異なる研究分野に集中する場合に限る）。

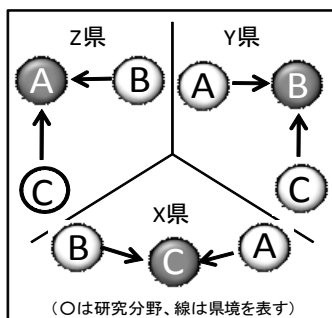
○ 「集約化」のイメージ



例：「A」という研究分野について、

- ・「X県」、「Y県」の研究資源を、「Z県」に集約し、「Z県」が研究を担う。
- ・成果は、「X県」、「Y県」、「Z県」で共有する。

○ 「重点化」のイメージ



例：「A」「B」「C」という研究分野について、

- ・「Z県」では、「B」「C」の研究分野にかかる研究資源を「A」の研究分野に集中し研究を担う。
- ・「Y県」では、「A」「C」の研究分野にかかる研究資源を「B」の研究分野に集中し研究を担う。
- ・「X県」では、「A」「B」の研究分野にかかる研究資源を「C」の研究分野に集中し研究を担う。
- ・成果は、「X県」、「Y県」、「Z県」で共有する。

② 「共同戦略連携協定」

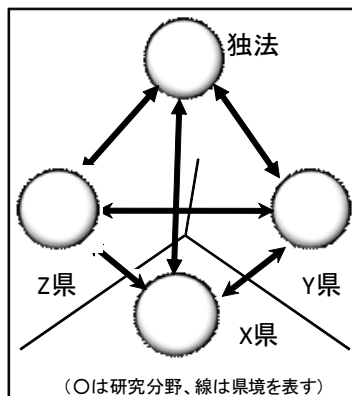
原則として、国の独立行政法人試験研究機関と複数の公設試験場が、地域や県域を越えて波及する研究成果の開発を速やかに行うために締結します。ただし、海外からの侵入病害虫の防除や栽培適地が限定される場合には、国の独立行政法人試験研究機関と単独の公設試との締結でよいものとしますが、その場合の研究費の上限は3,000万円とします。

本協定書には、①独立行政法人及び公設試験場の名称、②対象研究分野、③研究試験の共同化の具体的な内容、④研究成果の取扱いが含まれている必要があります。

なお、「共同化」とは、特定の研究分野の研究において、協定に参画する国の独立行政法人試験研究機関及び公設試験場が、共通の具体的な研究実施計画を策定するとともに、データ等の情報の共有、研究に必要な遺伝資源などの研究材料の交換、圃場や分析機器など研究施設の相互利用、研究協力、得られた成果の普及計画の作成と実行、人事交流の実施など研究開発から普及までを一体的に実施することです。

このうち、普及計画については協定締結後、1年以内に作成するものとします。

○ 「共同化」のイメージ



例：特定の研究分野について、

「独法」「X県」「Y県」「Z県」が、

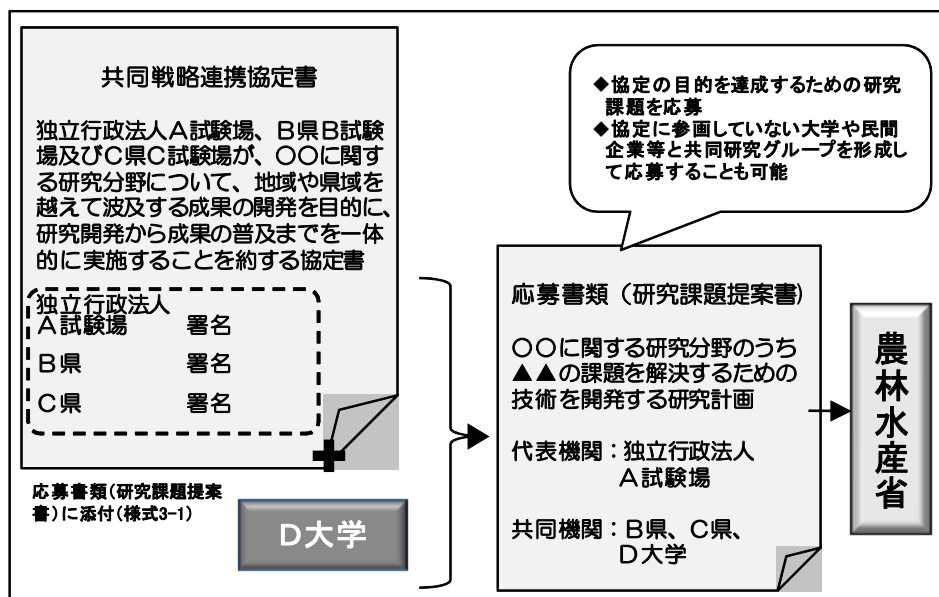
- ・データ等情報の共有
 - ・遺伝資源などの研究材料の交換
 - ・研究施設の相互利用
 - ・研究協力
 - ・得られた成果の普及計画の作成と実行
 - ・人事交流の実施
- などを一体的に行う。

(3) 研究連携協定の策定と事業への応募について

「研究連携協定」に基づく研究課題に応募するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 研究連携協定に参画する公設試験場又は国の独立行政法人試験研究機関が代表機関であること
- B 応募する課題が、研究連携協定が対象とする研究分野に属するものであること

○ 研究連携協定の策定と事業への応募のイメージ（例 共同戦略連携協定の場合）



(4) 協定の有効期間（委託契約の解除）

協定の期間に関する基準は特に定めません。したがって、協定が存続する限り、協定に基づく、他の研究課題についても、本事業における現場ニーズ対応型への研究課題の応募ができるものとします。

そのため、平成22年度以降に締結された協定（共有化含む。）に基づく研究課題については、平成24年度も現場ニーズ対応型研究に応募できます。

なお、委託契約期間中に協定が失効した場合は、その時点で委託契約を解除することとなります。

(5) 協定への署名

協定への署名は、研究課題の採択が決定した後でもよいものとします。ただし、署名を行った後でなければ、農林水産技術会議事務局長は代表機関との委託契約を締結しません。

また、協定及び研究課題に応募した後は、委託契約の締結前に当該協定の内容を変更することは原則としてできないものとします。ただし、複数の研究分野に関する協定を策定し、そのうちの特定の研究分野に属する研究課題が採択されなかった場合は、

農林水産技術会議事務局に協議した後で、当該研究分野に関する規定を削除することができることとします。

なお、協定へ署名する者については、当該協定の内容に責任を有することができる者であれば、職位・職階は問いません。

(6) 協定の内容の変更等に関する報告

協定の内容が変更され、又は協定が失効した場合は、代表機関の長は、速やかにその旨を農林水産技術会議事務局へ報告して下さい。

5 民間企業との連携の強化

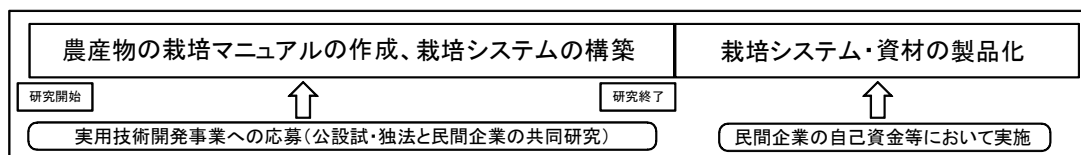
民間企業の技術、知的財産、資金等を活かし、公設試験場・独立行政法人試験研究機関の成果を事業化、製品化に結び付けることにより、成果の生産現場等への普及や海外展開をより推進することが重要です。

そのため、本事業では、公設試験場と民間企業が研究グループを構成し創出した成果を、民間企業が事業化、製品化することを前提とした研究課題については、審査において、優先的に取り扱うこととします。

【対象となる研究課題の要件】

- ① 公設試験場・独立行政法人の試験研究機関と民間企業による共同研究グループであること。
- ② 応募研究課題における研究成果を共同研究グループに参画した民間企業が必ず事業化・製品化に結び付けること。
- ③ 共同研究契約書（共同研究コンソーシアムを設立する当たって作成する規約等を含む。）において、②の事業化・製品化することを明記すること。（応募様式3-3「共同研究契約書（案）の概要」を提出して頂きます。）

○ 共同研究から事業化・製品化へのイメージ



なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談等を行う「地域における産学連携支援事業」を実施しています。実施機関の一覧を38ページに掲載しておりますので、ぜひご活用下さい。

6 応募の手続き等

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募

本事業への応募は全て府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で行います。

郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。

詳細は、別紙3「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を参照して下さい。（緊急研究対応課題の応募方法は、その都度お知らせします。）

(2) 応募書類（研究課題提案書）等

応募書類（研究課題提案書）は農林水産省のHPよりダウンロードして下さい。

（HPアドレス：http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）

応募書類は以下から構成されております。

- ・様式（表紙）【必須】
- ・様式1-1（研究課題概要図）【必須】
- ・様式1-2（研究課題のポイント）【必須】
- ・様式1-3（研究グループの構成）【必須】
- ・様式2-1（研究課題内容）【必須】
- ・様式2-2（参画機関の知的財産への取組状況）【必須】
- ・様式2-3（経理事務体制について）【必須】
- ・様式2-4（研究管理運営機関を活用する理由書）【該当課題のみ】
- ・様式3-1（研究連携協定書（案））【該当課題のみ】
- ・様式3-2（研究連携協定の説明書）【該当課題のみ】
- ・様式3-3（共同研究契約書（案）の概要）【該当課題のみ】

応募書類の作成に当たっては、（参考1）「応募書類作成上の留意事項」を必ずご一読下さい。

様式3-1「研究連携協定書（案）」の作成に当たっては、（参考2）「研究連携協定のイメージ」を参考にして下さい。

(3) 応募に当たっての留意事項

以下の点にご留意下さい。

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ・府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で「配分機関受付中」の状態になると応募書類の差し替えができなくなる可能性がありますので、注意して下さい。
- ・提出された応募書類等は返却しません。
- ・応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・締切り日間際は、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合に、e-Radへのデータ入力ができなくなる可能性がありますので、余裕を持って、早めに（締切りの一週間前程度）データの入力を行って下さい。

- ・ e-Rad で「配分機関受付中」又は「受理」の状態となった後、1週間程度は、農林水産技術会議事務局又は（社）農林水産技術情報協会から、内容等についての確認の連絡を入れる場合がありますので、出張等により不在となる場合は連絡先の周知を図る等、研究総括者と確実に連絡が取れる体制にしておいて下さい。

（４）応募受付期間（緊急研究対応課題の場合は、その都度お知らせします。）

【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成24年1月 6日（金）13：00～
平成24年2月17日（金）正午まで（厳守）
（締切り時間を過ぎると一切入力処理が行えないので注意）
- ・ e-Rad の利用可能時間帯
（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで
（土・日）正午～翌午前2：00まで

7 研究委託費の内容

代表機関（研究管理運営機関を含む。以下同じ。）、共同研究機関及び普及支援組織は、国からの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

（1）直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする経費を計上することができます。

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

また、経費の項目等については、別紙4「府省共通経費取扱区分表等について」をご確認下さい。

（2）間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

なお、現場ニーズ対応型研究のうち研究連携協定を策定し実施する研究課題であり、協定に参画する機関にあっては、直接経費の35%に相当する額を上限とします。

※間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）をご確認下さい。

（3）一般管理費

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。研究管理運営業務の遂行に直接関連していないが、当該業務推進のために必要な事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費及び補助職員賃金等については、直接経費の10%に相当する額を上限として計上することができます。

8 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

研究課題は、1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査を経て採択課題を決定します。

また、審査については、「研究成果実用型研究」、「現場ニーズ対応型研究」の研究区分ごとに行います。

なお、「現場ニーズ対応型研究」のうち「研究連携協定」に基づく研究課題については、1次（書面）審査に加えて、「研究連携協定」の内容を審査します。

① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家等による審査及び「行政的ポイント」として農林水産省の行政官による審査を実施します。

[1次（書面）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、ピアレビュー方式で1課題当たり3名の外部専門家等による審査を実施します。書面審査を行う外部専門家等は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 「行政的ポイント」は、政策的視点から2名の行政官による審査を実施します。
- 「科学的ポイント」、「行政的ポイント」とも、(2)の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）の10点満点で評価し、各評価項目の評価点を合計します。
- 「科学的ポイント」と「行政的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「1次評価ポイント」とします。

[審査における優先的な取扱いの方法]

- 1の(6)に記載している事項に該当する課題については、1次（書面）審査における行政的ポイントに5ポイントを加算します。
- 5の民間企業との連携の強化における要件を満たしている研究課題は、書面審査の1次評価ポイントが、全応募課題の1次評価ポイントの平均点以上である場合は、2次（ヒアリング）審査を実施します。

[参画機関における知的財産への取組に関する評価]

- 参画機関の知的財産への取組について評価を行い、(2)の審査基準に基づき、行政的ポイントからB評価は1点を、C評価は3点を減点します（A評価は減点しません。）。

なお、審査結果を基に、農林水産技術会議事務局が2次（ヒアリング）審査の対象研究課題を選考します。

② 「研究連携協定書」の審査

「現場ニーズ対応型研究」のうち、「研究連携協定」に基づく研究課題については、①の「1次（書面）審査」（1次評価ポイント）に加え、行政的観点から行政官による「研究連携協定書」内容の審査を実施します。

審査結果を基に、農林水産技術会議事務局が「研究連携協定書」の可否を判定します。

可と判定された「研究連携協定」に基づく研究課題については、書面審査の1次評価ポイントが、全応募課題の1次評価ポイントの平均点以上である場合は、2次（ヒアリング）審査を実施します。

なお、不可と判定された「研究連携協定」に基づく研究課題については、「研究連携協定」がないものとして研究課題の審査を受けることについて、研究総括者に意向確認を行うこととします。審査を受ける意向がある場合は、研究費の規模等の見直しを付する場合があります。

〔「研究連携協定書」内容の審査の手順〕

- i) 1協定当たり3名の行政官による審査を実施します。
- ii) 協定書の内容が共同化、集約化、重点化及び共有化に資すると判断されれば、それぞれ80点、70点、60点、40点の「基礎ポイント」を付与します。
- iii) 更に、「加点ポイント」として、(2)の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA（4点）、B（3点）、C（2点）、D（1点）の4点満点で評価し、各評価項目の評価点を合計し点数を付与します。
- iv) 「基礎ポイント」と「加点ポイント」を合計したものを、「研究連携協定書の評価ポイント」とします。
- v) 研究連携協定に基づく研究課題は、「1次評価ポイント」と「研究連携協定書の審査の評価ポイント」を合算し、半分に割った点数を1次審査のポイントとします。

$$\frac{\text{「1次評価ポイント」} + \text{「研究連携協定書の評価ポイント」}}{2} = \text{1次審査のポイント}$$

2次（ヒアリング）審査の対象となった研究課題については、研究総括者に直接連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します（審査日程については、2次（ヒアリング）審査対象課題の研究総括者に連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します。）。（なお、緊急対応研究課題の審査では、2次（ヒアリング）審査を行わない場合があります。）

③ 2次（ヒアリング）審査

2次（ヒアリング）審査においては、「技術・普及・実用化ポイント」、「地域貢献ポイント」、「国民的・社会的ポイント」として、外部専門家、外部有識者等を構成員とする「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業研究課題評価分科会」（以下「評価会」という。）を開催し、2次（ヒアリング）審査の対象研究課題について研究総括者等に対するヒアリング審査を実施します。

なお、審査は非公開で行います。

[2次（ヒアリング）審査の手順]

- 「技術・普及・実用化ポイント」は、学識経験者、普及指導関係者等幅広い分野の外部専門家5名で審査を実施します。
- 「地域貢献ポイント」は、地域行政の視点から、地方農政局を含めた2名の行政官で審査を実施します。
- 「国民的・社会的ポイント」は、ジャーナリスト、マーケティングの専門家等農林水産業・食品産業以外の視点からの外部有識者2名で審査を実施します。
- 1次（書面）審査と同様、各ポイントとも（2）の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）の10点満点で評価し、各審査項目の評価点を合計します。
- 「技術・普及・実用化ポイント」、「地域貢献ポイント」及び「国民的・社会的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「2次評価ポイント」とします。

④ 採択候補研究課題の選定

「1次評価ポイント」と「2次評価ポイント」を合計したポイントをもとにその課題の「最終評価ポイント」とし、その評価ポイントを基に以下の方針で採択候補課題を選定します。

- i) 研究区分毎に、採択予定課題数の9割程度は「最終評価ポイント」が上位の研究課題から順に採択候補となる研究課題を選定します。
- ii) 残りの1割程度は、i) 採択候補研究課題の研究分野のバランスを考慮し、採択がない研究分野から選定します。採択がない研究分野が複数ある場合は、それらの研究分野の中で「最終評価ポイント」が上位の研究課題から選定します。研究分野は、e-Radにおいて応募する際に応募者が設定する「研究対象カテゴリ」（e-Rad入力シートの別添3参照）とします。

⑤ 採択研究課題の決定

採択候補課題の中から、農林水産技術会議事務局長が採択研究課題を決定します。

なお、採択に当たっては、研究実施機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査・評価結果を踏まえた研究実施計画書の見直し等の条件が付される場合があります。

(2) 審査基準

研究課題の審査及び研究連携協定内容の審査にあたっては、以下の観点から評価を実施します。

1次（書面）審査の審査項目及び点数配分

審査の 観点	1次評価ポイント	
	科学的ポイント 審査項目（点数配分）	行政的ポイント 審査項目（点数配分）
必要性	①新規性・先導性（10点） ②事業化等の発展可能性（10点）	①行政的な必要性（10点） ②施策との整合性（10点）
効率性	③研究コスト・研究実施期間（10点） ④研究実施体制（10点）	③研究コスト・研究実施期間（10点） ④研究実施体制（10点）
有効性	⑤研究成果の波及効果（10点）	⑤研究成果の波及効果（10点）
計	50点満点	50点満点
合計	100点満点	

※科学的ポイント、行政的ポイントともに、①～⑤の審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）で評価します。

○「科学的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① 新規性・先導性

科学的・技術的意義に対する研究内容の新規性・先導性があること。

② 事業化等の発展の可能性

研究課題に対する明確な最終目標・成果が設定されており、研究成果を活用した事業化、その他の発展が期待されること。

③ 研究コスト及び研究実施期間

既存の研究成果が有効に活用されていること。

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究期間が適切であること。

④ 研究実施体制

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

⑤ 研究成果の波及効果

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

○「行政的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

- ① 行政的な必要性
行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。
- ② 行政施策等との整合性
「食料・農業・農村基本計画」等に沿った各種施策との整合性があること。
- ③ 研究コスト及び研究実施期間
他府省を含む競争的資金に係る研究成果が有効に活用されていること。
費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究期間が適切であること。
- ④ 研究実施体制
参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。
- ⑤ 研究成果の波及効果
研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

参画機関における知的財産の取組に関する評価

評価の視点	評価基準
<p>農林水産研究知的財産戦略に基づき、以下の点について評価を実施</p> <p>①当該研究課題についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無</p> <p>②各参画機関における知的財産管理指針、ポリシー、規程等の有無</p> <p>③研究グループにおける知的財産管理指針、ポリシー、規程等の有無</p> <p>④知的財産部門に係る組織体制や担当者の設置（配置）の有無</p>	<p>知的財産の活用方針及び知財管理・活用の部署等が、</p> <p>A：整備できている</p> <p>B：一部未整備である</p> <p>C：未整備である</p> <p>の3段階で評価を行う。</p>

(注) Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を行政的ポイントから減点します。

また、C評価の課題が採択候補研究課題となった場合は、知的財産の活用方針及び知財管理・活用の部署等が整ったことを確認した上で、委託契約を締結することとします。

研究連携協定書の審査項目及び点数配分

研究連携協定書の評価ポイント		
基礎ポイント	加点ポイント	
協定の類型に応じて以下の点数を配分 ・ 共同化（80点） ・ 集約化（70点） ・ 重点化（60点） ・ 共有化（40点）	審査の観点	審査項目（点数配分）
	必要性	①研究分野の内容（4点） ②参画機関の内容（4点）
	効率性	③研究施設の相互利用の内容（4点）
	有効性	④研究資源の有効活用の内容（4点） ⑤研究成果の波及効果の内容（4点）
計	最高80点	20点満点
合計	100点満点	

※加点ポイントは、①～⑤の審査項目について該当する内容がある場合、それぞれ A（4点）、B（3点）、C（2点）、D（1点）で評価します。

○「基礎ポイント」では、以下の1）～4）の各協定の類型に応じた評価を行います。

1) 共同化

- ・ データ等の情報共有
- ・ 遺伝資源などの研究材料の交換
- ・ 研究施設の相互利用
- ・ 研究協力
- ・ 得られた成果の普及計画の作成と実行
- ・ 人事交流の実施

などを一体的に行っていること。

2) 集約化

複数の都道府県の研究資源を1つの県に集約し、研究資源の効率化が図られていること。

3) 重点化

協定に参画する都道府県が、それぞれにおいて複数の研究分野に係る研究資源を1つの研究分野に集中し、研究資源の効率化が図られていること。

4) 共有化

データ等の情報共有及びそのための体制が整備されていること。

○「加点ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

- ① 研究分野の内容
研究分野の種類や数が適正であること。
- ② 参画機関の内容
参画機関数やセクター数が適正であること。
- ③ 研究施設の相互利用の内容
研究施設の相互利用する機関数や廃止する機関数が適正で効率的であること。
- ④ 研究資源の有効活用の内容
研究資源の移動に関連する機関数や種類が適正で効率的であること。
- ⑤ 研究成果の波及効果の内容
研究成果が協定に参加していない他の都道府県に波及するなど有効なものであること。

2次（ヒアリング）審査の審査項目及び点数配分

審査の観点	2次評価ポイント		
	技術・普及・実用化ポイント	地域貢献ポイント	国民的・社会的ポイント
	審査項目（点数配分）	審査項目（点数配分）	審査項目（点数配分）
必要性	①研究成果の実用性（10点）	①生産現場等からの 必要性（10点）	①国民目線からの 必要性（10点）
効率性	②関係機関の役割分担に よる効率性（10点）	②地域の推進すべき施策 との整合性（10点）	
有効性	③普及支援体制の有効性 （10点） ④普及・実用化の可能性 （10点） ⑤研究成果の波及効果 （10点）	③過去の地域に対する貢 献実績から見た今後の 将来性（10点）	②国民目線からの 有効性（10点）
計	50点満点	30点満点	20点満点
合計	100点満点		

※技術・普及・実用化ポイント、地域貢献ポイント、国民的・社会的ポイントともに、
①～⑤の審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、
E（2点）で評価

- 「**技術・普及・実用化ポイント**」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。
 - ① **研究成果の実用性**
研究成果を活用する生産現場等において、十分に実用性があること。
 - ② **研究機関の役割分担による効率性**
参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。
 - ③ **普及体制の有効性**
研究成果が確実に生産現場等へ普及できる体制であること。
 - ④ **普及・実用化の可能性**
研究成果の普及の見込みが高い、又は実用化の可能性が高いこと。
 - ⑤ **研究成果の波及効果**
研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。
- 「**地域貢献ポイント**」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。
 - ① **生産現場等からの必要性**
研究成果が生産現場等からのニーズがあること。
 - ② **地域施策との整合性**
地域が推進すべき施策等と整合性があること。
 - ③ **過去の地域に対する貢献実績からみた今後の将来性**
参画機関の過去の地域に対する貢献実績を踏まえ、研究成果が今後さらに発展する可能性があること。
- 「**国民的・社会的ポイント**」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。
 - ① **国民目線からの必要性**
研究成果が国民生活にとって必要性があること。
 - ② **国民目線からの有効性**
研究成果が国民生活の向上に貢献できること。

最終評価ポイント

$$1 \text{ 次評価ポイント} + 2 \text{ 次評価ポイント} = \text{最終評価ポイント (200点満点)}$$

- 「研究連携協定」に基づく研究課題の場合

$$\left(\frac{1 \text{ 次評価ポイント} + \text{研究連携協定書評価ポイント}}{2} \right) + 2 \text{ 次評価ポイント} = \text{最終評価ポイント (200点満点)}$$

(3) 審査結果の通知等

採択課題については、評価所見及び採択に当たって見直しが必要とされた事項等を、不採択課題については、その理由を、採択課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

採択課題については、採択課題の研究総括者に、見直しが必要とされた事項等について、研究実施計画の修正を行っていただきます。

なお、採択課題については、研究課題名、研究機関名、研究課題の概要等について、農林水産省のホームページ等にて公表します。

9 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結について

研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約する契約方式であり、次のような方法により研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。なお、緊急対応研究課題については、上記によらない場合もあります。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関等の同意を得る（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等が協定書を交わす（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等の間で共同研究契約を締結する（共同研究方式）

農林水産省との契約についての詳細は、別紙5の「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」をお読み下さい。

なお、共同研究グループに参画したもの以外の研究機関は、原則として、研究開発に参画できませんので、応募の前に当該研究グループが「3 応募要件等」を満たすよう十分にご注意下さい。

採択に当たって、研究実施計画の見直し等の条件が附された研究課題については、見直し等の確認を行った上で、研究グループの代表機関の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、さらに以下の点にご留意下さい。

- (i) 契約の要件として、代表機関は平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格が必要です。（提案書提出時に参加資格のない代表機関は、平成24年3月末までに資格を取得して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照して下さい。）
なお、地方公共団体が代表機関となる場合においては、資格を取得する必要はありません。
また、採択課題決定後、研究グループ名が研究グループの代表機関名と異なることとなる場合は、契約締結の前に随意契約登録者名簿登録申請書を提出していただきます。
- (ii) 地方公共団体が代表機関となる場合においては、委託契約が早期に締結できるよう適切に予算措置（年度当初予算での対応等）をお願いします。円滑な予算措置がなされず、契約締結が著しく遅くなると判断した場合は、不採択とする場合がありますのでご注意ください。

(iii) 代表機関には契約に当たり契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ、契約書の内容を十分ご確認ください。

(iv) 委託契約は単年度ごとに行いますので、次年度以降は毎年契約することとなります。なお、各年度の契約期間は以下のとおり予定しております。

1年目：平成24年6月中旬～平成25年3月22日

2年目：平成25年4月1日～平成26年3月20日

3年目：平成26年4月1日～平成27年3月20日

(v) 委託費の支払いは、原則、精算払いとなります。

ただし、概算払いについて、財務大臣と農林水産省との協議が整った場合にあっては、研究期間内に一部又は全額を概算払いとして支払うことができます。

(vi) 委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定者の構成員等について特段の事業の変更があり、研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

(2) 研究成果の取扱い

① 研究成果報告書及び実績報告書

研究を実施した代表機関の長には、研究成果が得られた場合には委託契約書に基づく研究成果報告書を、委託契約期間終了時には遅滞なく実績報告書を、それぞれ農林水産技術会議事務局に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより育成者権、特許権等が発生した場合、以下のA～Dの条件を遵守していただくことを前提条件に、その特許権等の帰属先を、農林水産技術会議事務局ではなく、研究グループの構成員とすることができます。

A 研究成果が得られた場合には、遅滞なく農林水産技術会議事務局に報告すること。

B 農林水産技術会議事務局が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、農林水産技術会議事務局に対し、当該特許権を利用する権利を無償で許諾すること。

C 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつこのことにつき正当な理由が認められない場合に、農林水産技術会議事務局が特に必要があるとして理由を明らかにして求めるとき、第三者への実施許諾を行うこと。

D 当該特許権等を第三者に移転又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ農林水産技術会議事務局の承認を受けること。

- ア 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合
- イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合
- ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

なお、特許権等に関する次の事項についてもご留意下さい。

[特許権等に係る留意点]

- (i) 本事業は、農林水産省の委託事業であることから、Aにより報告した研究成果を研究グループの構成員に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産施策推進上、不相当と判断される場合には、研究グループ側に特許権等を帰属させることができません。したがって、帰属の承認手続きを要しますのでご留意下さい。
- (ii) 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）に基づき、対応することとなります。
- (iii) 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利もしくは特許を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。委託先において、職務発明規程等が定められていない場合、研究成果の帰属や権利の承継にあたり不都合が生じますので、本事業の契約締結前に整備していただきます。
- (iv) 出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることが出来なくなる場合がありますのでくれぐれもご留意下さい。なお、受託者がまだ当該研究成果を承継していない場合、当該成果は農林水産技術会議事務局が保有していることになるため、公表の前に公表の可否を事務局に協議していただきます。
- (v) 本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。

③ 本事業において育成された農作物品種の取扱い

本事業で育成された農作物品種については、農林水産技術会議事務局が必要と判断した場合には、農林水産技術会議事務局が実施する新品種の優良性及び普及性の審査の対象となり、審査の結果、優良な品種と認定した場合には、その旨を公表することとしております。

このため、本事業で農作物品種を育成した場合は、審査の申請をしていただく場合があります。

(3) 研究成果等の公表

受託者は、新聞、テレビ等のメディアにおいて、本研究課題に係る活動又は成果が公表される場合には、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡して下さい。また、公表に当たっては、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」(英名: Research and development projects for application in promoting new policy of agriculture, forestry and fisheries.) を活用して行っているもの、あるいは行ったものであることを必ず明示していただきます。

本事業の研究成果については、農林水産技術会議事務局が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おき下さい。

また、得られた成果について特許権等を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

なお、農林水産技術会議事務局及び農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織では、技術ニーズとシーズのマッチングの場として「アグリビジネス創出フェア」等の技術交流イベントを毎年度開催しておりますので、本事業の研究実施期間中や実施期間終了後において、研究内容や成果を紹介する機会として是非活用して下さい。

(4) 繰越明許について

本事業の研究費は、繰越明許費となっており、繰越手続きを行うことにより、翌年度に使用することが可能となっています。

① 繰越を行うための条件

研究課題の実施に係る委託契約費の繰越を行うためには、委託事業計画書の委託業務が、契約締結時には予想し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ・ 研究開発に際しての事前の調査
- ・ 研究方式の決定の困難
- ・ 計画に関する諸条件
- ・ 設計に関する諸条件

- ・ 気象の関係
- ・ 資材の入手難
- ・ その他やむを得ない事由

② 必要な手続き

当該委託契約の繰越手続きは、農林水産大臣が財務大臣と協議し、年度内（3月31日迄）に承認を得る必要があります。なお、繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰越することとなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続きを行い、既に支払いを受けた委託費がある場合においては、当年度に必要な委託費とその差額を国に返還することが必要になります。

③ その他留意事項

翌々年度への繰越は、原則認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することがあります。

(5) 収益納付について

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を本事業の研究課題が終了した年度の翌年度から起算して5年間、毎事業年度末の翌日から起算して90日以内に農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times 1 \times (\text{委託費の確定額の総額} \times 2 / \text{本事業に関連して支出された技術開発費総額}) \times 1/2$$

(※1) 特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益

(※2) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※3) 委託費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額

② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times 4 \times (\text{委託費の確定額の総額} \times 5 / \text{企業化に係る総費用} \times 6) \times \text{企業化利用割合} \times 7 \times 1/2$$

(※4) 本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益

(※5) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※6) 委託費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

(※7) 製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合

(6) 物品等の所有権の帰属について

委託事業により取得した物品及び試作品（以下「物品等」という。）の所有権は、当該物品等を購入、製造又は取得等した委託先に帰属しますが、委託事業終了後、原則として、農林水産省に引き渡していただきます。引き渡された物品等の所有権は、農林水産省に移転しますが、委託先が継続使用する場合には、所有権は委託先に帰属します。

10 研究課題の進行管理、中間・事後評価等

(1) 研究課題の進行管理等について

① プログラムオフィサーによる助言・指導

農林水産技術会議事務局では、

- (i) 本事業の総括プログラムオフィサー（研究課題の進行管理を行う責任者で農林水産技術会議事務局長が指命した者（以下「総括PO」という。））と、
- (ii) 専門プログラムオフィサー（効率的かつきめ細かに研究課題の進行管理を行うため、本事業の業務のアウトソーシング先に配置した非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。））

が連携した進行管理体制のもとで研究の進捗状況を常に把握し、助言・指導等を行うなど研究の進行管理を効率的・効果的に行います。

採択された研究課題の研究総括者は、専門POと密に連絡を取り合い、適宜進捗状況の報告を行うとともに、事業推進上の疑問点を専門POに相談するなどして迅速に解消し、スムーズに研究課題を推進していただくこととなります。

② 研究推進会議の開催

代表機関には、毎年度、参画機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究実施計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画機関等を参集した「研究推進会議」を開催していただきます。

また、採択課題の研究総括者は、研究課題の推進に当たり、「アドバイザー（当該研究課題に関する専門知識を持つ有識者であり、共同研究グループに属さない者）」等に依頼し、外部の視点から専門的アドバイスをいただくようにして下さい。

なお、研究推進会議には、必要に応じ、総括POを主査として専門POや農林水産省の関係職員から構成される推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導等を行います。

③ 研究実施計画及び研究の進捗状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究実施計画書及び当該年度の進捗状況を示す実績報告書を提出していただきます。

(2) 研究課題の評価

① 中間評価

研究実施期間が3年間の研究課題については、研究開始2年度目に中間評価を実施します。

課題応募時に設定した中間時の進捗目標(数値)に基づき、実際の進捗状況(数値)を評価します。

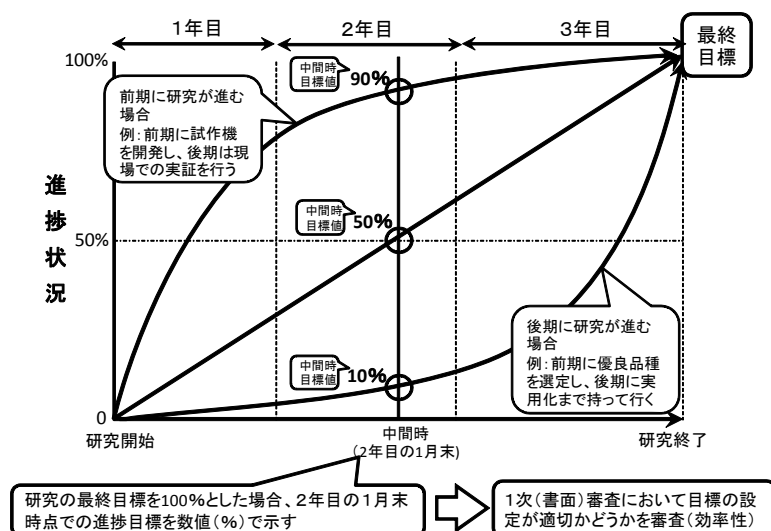
なお、中間時の進捗目標に達しない場合は、中間評価の結果によって研究実施計画の見直し、研究費の減額、研究の中止を求めます。

【進捗目標値の設定方法について】

研究の最終目標を100%とした場合、研究期間の中間時における進捗目標を数値(%)で示して頂きます。(平成24年度に採択する課題の研究期間の中間時は平成26年1月末とします。)

なお、1次(書面)審査において、設定した進捗目標値が適切かどうか審査します。

○ 研究実施期間中間時の進捗目標値設定のイメージ図



② 事後評価

研究実施期間終了時に事後評価を実施します。

(3) 国民との科学・技術対話(アウトリーチ活動)

研究グループは、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこととし、研究終了時には、速やかに一般国民向けの成果発表会(例えば、シンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演、説明等)を開催していただきます。

(4) 研究終了課題のフォローアップ調査

研究課題の成果に係る普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了後の2年、5年(さらに必要に応じて10年)経過した時に、フォローアップ調査を実施します。

1.1 SBIR関係

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定されています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫による低利での特別融資、信用保証協会による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の措置、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置及び小規模企業者等設備導入資金制度による貸付金額並びに割合の拡充措置について、特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/23fy/110708SBIR.htm>）をご覧ください。

1.2 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/0000775.html）をご覧ください。）

1.3 研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化

農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究総括者、研究分担者（共同研究者）、経理事務担当者等関係者の方々に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての相談、指導等を行っています。

具体的にはステージごとに以下のとおり、経費執行についての指導・チェックを行いますのでご了承下さい。

- ・応募申請時：機関の経費執行管理体制の整備状況を示す書類の添付を義務付け、農林水産技術会議事務局が体制をチェック
- ・採択時：採択課題が決定し次第、新規採択課題の研究総括者及び経理担当者を召集し、研究課題の進行管理、経費の適正執行について説明・指導
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関について、現地指導を実施
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関を選定し、現地指導を実施

1.4 その他応募に当たっての注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

同一の者が研究総括者として2件以上応募すること及び本事業で既に研究総括者となっている者（平成23年度で研究終了の場合は除く。）が新たに応募することは禁止します。重複応募・重複研究参画が認められる場合、当該課題については審査を行いません。

なお、同一の者が研究分担者（共同研究者）として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載する「エフォート（研究専従率）」^(※)は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の代表機関として応募することは可能です。

(※) エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除

① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取り消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正））（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所属研究機関名、研究課題名、研究概要、予算額等）を、他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

(3) 研究費の不正使用防止のための対応

① 不正使用防止に向けた取組み

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されますので、各研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

なお、その実施状況について、必要な報告等をしていただきます。また、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア) 本事業及び他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととなります。

- ・不正使用を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の間でその不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ・不正受給を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降5年間
- ・不正使用又は不正受給を共謀して行った研究者：その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間
- ・他府省を含む他の競争的資金等において不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者：当該競争的資金等において応募・参加を制限することとされた期間と同一の期間

イ) 本事業において研究費の不正使用又は不正受給を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

また、研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関に所属するすべての研究者について、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

(4) 虚偽の申請、虚偽報告等に対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記(3)の②の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

(5) 研究上の不正行為防止のための対応

① 不正行為防止に向けた取組み

農林水産省では、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議決定）に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm）を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。各研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受付ける窓口の設置や、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制の整備等を行っていただく必要があります。

② 不正行為が行われた場合の措置

本事業を含む上記ガイドラインの対象となる資金（以下「対象資金」という。）に係る研究活動において、不正行為が行われたと認定された場合、下記ア）の当該認定に係る者に対し、下記イ）の措置が採られます。

ア) 措置の対象者

措置は次の者が対象となります。

- a. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
- b. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

イ) 措置の内容

ア）に掲げる者に対して、以下の a. から e. のうち一つあるいは複数の措置が講じられます。措置の内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮し、事案ごとに定められます。

a. 資金の打ち切り

ア）に掲げる全ての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る本事業の競争的資金の配分を打ち切る等

b. 資金の申請の不採択

対象資金で、不正行為が認定された時点でア）に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない等

c. 不正行為に係る本事業の競争的資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。）の一部又は全部の返還

d. 資金の申請制限

a) ア）の a. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

b) ア) の b. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年

c) ア) の c. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年

e. 措置内容の公表

原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた本事業の競争的資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容等の公表

- ③ 本事業において不正行為に関与したと認定された者（上記②ア）の a. 又は b. に該当）については、他府省を含む国費による研究資金を所管する機関に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間となります。また、不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（上記②ア）の c. に該当）についても上記と同様の措置がとられます。応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間となります。

（6）個人情報の取扱い

本事業に提出された応募書類及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された個人情報は、農林水産技術会議事務局が本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等の業務のために利用及び提供するほか、上記（2）、（3）、（4）及び（5）に基づく情報提供を行う場合があります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」^(※)に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

以上のことを予めご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

（※）政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般公開されておりません。

15 本事業に係る相談窓口

本事業の募集に当たっては、公募期間中、農林水産省の本省及び各地方農政局等を相談窓口として、事業全般や対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等について相談を受け付けますので、以下の連絡先にご相談下さい。

<p>○本省問い合わせ先 農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 担当：産学連携振興班 午前9:30～午後5:30 直通TEL 03-3502-5530</p>	
<p>○地方農政局問い合わせ先 農林水産省地方農政局生産部生産技術環境課技術担当 午前9:00～午後5:00</p>	
東北農政局	代表TEL 022-263-1111 (内線4395) 直通TEL 022-263-6214
関東農政局	代表TEL 048-600-0600 (内線3383) 直通TEL 048-740-0446
北陸農政局	代表TEL 076-263-2161 (内線3352) 直通TEL 076-232-4893
東海農政局	代表TEL 052-201-7271 (内線2248) 直通TEL 052-746-1313
近畿農政局	代表TEL 075-451-9161 (内線2314) 直通TEL 075-414-9722
中国四国農政局	代表TEL 086-224-4511 (内線2426) 直通TEL 086-230-4249
九州農政局	代表TEL 096-211-9111 (内線4531) 直通TEL 096-211-9555
<p>※北海道、沖縄県の方は、直接、農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 産学連携振興班へお問い合わせ下さい。</p>	
<p>○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する問い合わせ e-Radヘルプデスク TEL 0120-066-877 午前9:30～午後5:30 (平日)</p>	

なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談や研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談を希望される方は、農林水産省が別途実施している「地域における産学連携支援事業」をご活用下さい。本事業の実施機関は以下のとおりです。

「地域における産学連携支援事業」についての詳細は、<http://agri-renkei.jp/index.html> をご覧下さい。

地域名	組織名及び連絡先（電話/FAX番号）
北海道地域	組織名：NPO法人 グリーンテクノバンク 連絡先：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目10番地 ピア2・1ビル5階 TEL/FAX 011-210-4477
東北地域	組織名：東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 連絡先：〒020-0198 岩手県盛岡市下厨川字赤平4 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター内 TEL 019-641-7170、FAX 019-643-3460
東海地域	組織名：NPO法人 東海地域生物系先端技術研究会 連絡先：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学農学国際教育協力研究センター内 TEL/FAX 052-789-4586
近畿地域	組織名：NPO法人 近畿アグリハイテク 連絡先：〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町15 (財) 生産開発科学研究所内 TEL/FAX 075-711-1248
中国四国地域	組織名：NPO法人 中国四国農林水産・食品先進技術研究会 連絡先：〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中1-1-1 岡山大学農学部3号館101号室・102号室 TEL 086-239-5030 101号室（コーディネーター室） TEL 086-237-3340 102号室（事務局） FAX 086-201-0551
九州地域	組織名：九州バイオリサーチネット 連絡先：〒860-0855 熊本県熊本市北千反畑町1-7 星辰熊本第3ビル403号室 TEL/FAX 096-346-2040

<p>上記以外の 地域 (関東・北 陸・沖縄)</p>	<p>組織名：(社) 農林水産先端技術産業振興センター (STAFF)) 連絡先：〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階 TEL 03-3586-8644、FAX 03-3586-8277</p> <p>なお、北陸地域・沖縄地域には以下の連絡窓口を設置しております。</p> <p>【北陸地域の連絡窓口】 組織名：石川県立大学産学官連携学術交流センター 連絡先：〒921-8836 石川県野々市市末松1-308 TEL 076-200-7367、FAX 076-214-5995</p> <p>【沖縄地域の連絡窓口】 組織名：沖縄農業研究会 連絡先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 琉球大学農学部内 TEL 098-895-8754、FAX 098-895-8734</p>
---	--

—— 本公募要領に関する問い合わせ先 ——

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
産学連携室 産学連携振興班

電 話：03-3502-8111（内線5894）

F A X：03-3593-2209

—— ホームページアドレス ——

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm